

回 答 書

松山市宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査業務委託に関する

質問に対し、次のとおり回答します。

(令和5年1月26日受付分)

質問	回答
履行期間について変更の可能性 はあるか？	国の助言指導や発注者都合による仕様変更等が生じた場合、必要な範囲で履行期間の延長等もあり得る。 その場合でも、本基礎調査を含む盛土対策にかかる事業全体の進捗管理の必要から、令和5年10月頃を限度と想定している。 また、本事業の提案については、各事業者の能力・創意工夫を評価したいことから、事業実施に要する期間については必ずしも令和5年3月31日までの期間に限定せず、予算の範囲内で事業効果の最大化のために必要と算定する期間で提案を行ってもよい。